

南河内観光パンフレット作製業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、南河内観光パンフレット作製業務委託業者を選定する手続について必要な事項を定めるものとする。

2. 発注者

華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会（以下「協議会」という。）
（事務局：河南町まち創造部農林商工観光課）

3. 業務概要

（1）業務名

南河内観光パンフレット作製業務委託

（2）業務内容

仕様書（別紙）のとおり

（3）契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 19 日（木）まで。

（4）見積上限額

5,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

（契約時の金額ではない）

4. 参加資格

プロポーザルへの参加資格は、本業務に関する十分な知識及び技術を有し、企画提案書及び見積書提出期限（令和 7 年 9 月 10 日）現在において、以下の要件をすべて満たしているものとする。

- （1） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （2） 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされていない者又は、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- （3） 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続き開始の申立てがなされていない者及びその開始決定がなされていない者であること。
- （4） 国税・地方税を滞納している者でないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に掲げる暴力団、又はその構成員、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあり、事実上運営に影響が及んでいないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。

5. 選定実施スケジュール

本選定にかかるスケジュールは以下のとおりとする。

なお、日程は変更する場合がある。

1. プロポーザル業者への公募開始	令和 7 年 8 月 20 日(水)
2. 質問及び参加表明書の受付開始	令和 7 年 8 月 20 日(水)
3. 質問受付締切	令和 7 年 8 月 27 日(水) 午後 5 時まで
4. 質問回答期限	令和 7 年 9 月 3 日(水)
5. 参加表明書提出期限	令和 7 年 9 月 5 日(金) 午後 5 時まで
6. 企画提案書及び見積書提出期限	令和 7 年 9 月 10 日(水) 午後 5 時まで
7. プレゼンテーション	令和 7 年 9 月中旬～下旬
8. プロポーザル審査委員会 (非公開で実施)	令和 7 年 9 月中旬～下旬
9. 審査結果通知	審査委員会で決定後速やかに選定通知書にて通知する
10. 業務委託契約締結	審査結果通知後速やかに締結

6. プロポーザル応募業者への公募

協議会ホームページ「わくわく南河内(WAKU WAKU MINAMIKAWACHI)」(以下「ホームページ」という。)への掲載による。

7. 質問受付及び回答

本実施要領及び仕様書に関し不明な点がある場合は、質問書(任意様式)を用いて事務局に提出することとし、これ以外の方法での質問及び実施要領に関する事項以外の質問には応じないものとする。

- (1) 提出方法 紙媒体又は電子データで令和 7 年 8 月 27 日(水)午後 5 時までとする。
- ・紙媒体 : 郵送又は事務局へ持参
 - ・電子データ: 電子メール(提出後、電話により受信確認を行うこと)
- (2) 回答方法及び公表方法: 提出された質問は、8 月 28 日以降 9 月 3 日までに全質問内容の回答をホームページへ掲載するかたちで回答する。なお、質問に対する回答は、本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。
- (3) 提出先

華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会事務局
河南町まち創造部農林商工観光課
〒585-8585 大阪府南河内郡河南町大字白木 1359-6
TEL : 0721-93-2500 FAX : 0721-93-4691
E-mail : nousyoukan@town.kanan.osaka.jp

8. 参加表明書の受付

(1) 提出方法

令和7年9月5日（金）午後5時までに郵送にて必着、又は事務局へ持参

(2) 提出書類

- ・参加表明書（様式第1号）
- ・法人概要書（様式第2号）
- ・業務実績書（様式第3号）
- ・業務実績書で記入した過去に作成したパンフレット各7部（データ（CD-R 格納）でも可）

(3) 提出先

前記7（3）による。

9. 企画提案書及び見積書の提出

(1) 提出方法 紙媒体及び電子データで令和7年9月10日(水)午後5時までとする。

- ・紙媒体 : 郵送又は事務局へ2種類持参
 - 1部－社名、代表者を記載し、社印、代表者印を押印したもの
 - 15部－社名、代表者名及び印のないもの
- ・電子データ：電子メール

(2) 提出書類

- ・企画提案書（任意様式）
- ・見積書（任意様式）
- ・業務スケジュール（任意様式）
- ・独自提案書（仕様書に定める内容以外の独自の提案、任意様式）
※独自提案に係る費用は見積金額に含めること

(3) 提出先

前記7（3）による。

10. 事業者の審査並びに選定

事業者の審査並びに選定は審査委員会を設置し、同委員会がこれを行う。

(1) 選定方法

- ア. プレゼンテーション審査を実施し、プロポーザル審査委員会で決定する。
- イ. 参加事業者には別途詳細な日時場所等を通知する。
- ウ. プレゼンテーションの持ち時間は、準備・片付けを含め 30 分程度（プレゼンテーション 20 分・質疑 10 分）とする。
※パワーポイント等を使用する場合は、パソコン、接続ケーブル等を持参すること。なお、プロジェクター、スクリーン等は事務局で用意する。
- エ. 審査基準の各項目について事業者を評価し、審査委員会の合議によって順位付けを行う。審査基準は、別表に定める。
- オ. 各委員の得点の合計点数が最も高い事業者を受託候補者として選定する。上位者の合計点数が同点となった場合は、委員の多数決により決定する。
- カ. 評価点は配点設定をした評価項目ごとに評点するものとする。
- キ. 欠席した場合は、企画提案書の審査、評価及び選定から除外する。

（２）留意事項

- ア. プロポーザル審査委員会は非公開で実施する。
- イ. 参加事業者数または提案辞退数により、審査対象事業者が 1 者のみになった場合でもプレゼンテーションは実施する。
- ウ. 審査結果に関する異議は一切受け付けない。

11. 審査結果の通知

協議会の会長は、受託候補者として選定された者に対して選定通知書（様式第 4 号）により通知する。また、受託候補者の次に評価が高かった者に対して、次点候補者選定通知書（様式第 5 号）により通知するとともに、選定されなかった者に対して、非選定通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。

12. 選定結果の公表

協議会の会長は、プロポーザルの選定結果について、ホームページにより選定業者、応募業者数を公表するものとする。

13. 契約の締結

前記 10 により本業務委託の候補者として選定された事業者と契約の交渉を行うものとする。（仕様書及び提案内容は、選定された事業者との協議により最終的に決定する。）

また、辞退その他の理由（地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当することとなった場合等）で契約できない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

14. 失格事項

次の各号の一つに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 見積書に記載された金額が、見積上限額を超えた場合
- (6) その他、審査委員会が社会通念に照らし失格に当たる事由があると認める場合

15. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) 提出書類は返却しない。なお、提出された書類は選定以外には使用しない。
- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。

16. 問い合わせ先

華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会事務局

河南町まち創造部農林商工観光課 担当：立華、稲垣

〒585-8585 大阪府南河内郡河南町大字白木 1359-6

TEL：0721-93-2500

FAX：0721-93-4691

E-mail：nousyoukan@town.kanan.osaka.jp